- 〇 主文
- 一 被告が平成四年四月二〇日付けで原告に対してなした原告の産業廃棄物処理施 設設置計画に対する廃止勧告処分が無効であることを確認する。
- 二訴訟費用は、被告の費用とする。
- 〇 事実及び理由
- 第一 原告の請求

主文同旨

第二 事案の概要

本件は、原告が平成三年三月一八日宗像市環境保全条例(平成二年宗像市条例第三三号。以下「旧条例」という。)八条一項に基づき被告に対してした特定事業場協議届出書の提出について、被告が平成四年四月二〇日付けで宗像市環境保全条例の全部を改正する条例(平成三年宗像市条例第二一号。以下「新条例」という。)八条に基づき行った右協議届出書に係る産業廃棄物処理施設設置計画の廃止勧告処分(以下「本件処分」という。)の無効確認を求める事案である。 一 争いのない事実

- 1 原告は、産業廃棄物処理業等を目的とする株式会社であり、被告は、福岡県北部に位置する普通地方公共団体である完像市の市長である。
- 部に位置する普通地方公共団体である宗像市の市長である。 2 宗像市は、平成二年一二月二五日、宗像市内全域において、産業廃棄物処理業を行う工場及び事業場(特定事業場)の設置を原則的に禁止し、被告が事前協議等の手続を経て環境保全上支障がないと認めたものについてはその例外とするなどの規制を内容とする旧条例を制定して同日施行し、さらに、平成三年六月一九日、規則で定める産業廃棄物処理施設(以下「条例上の産業廃棄物処理施設」という。)の設置又はその構造若しくは規模の変更(以下「設置等」という。)について、これをしようとする者の届出とその届出をした者に対するその届出に係る計画の変更若しくは廃止を被告が指導又は勧告できるなどの規制を内容とする新条例を制定して同日施行した。
- 4 その後、新条例が制定施行されたことにより、本件焼却炉は、その設置につき市長への届出を要する条例上の産業廃棄物処理施設に該当することになり(新条例七条一項)、新条例附則二項により、原告が旧条例に基づいてした右特定事業場協議届出書の提出は新条例七条一項による届出書の提出とみなされることになった。 5 被告は、平成四年四月二〇日、原告に対し、新条例八条に基づき、本件焼却炉設置計画の廃止勧告処分たる本件処分を行った。 二 争点

原告は、本件処分の根拠規定である新条例七条及び八条は、(1)国の機関委任事務について条例による規制を及ぼす違法無効なものであり、(2)自然環境保全法に違反する違法無効なものであり、(5)憲法二であり、(4)大気汚染防止法に違反する違法無効なものであり、(5)憲法二二条によって保障された営業の自由を侵害する違憲無効なものであり、(6)財産権を保障する憲法二九条に違反する違憲無効なものであり、(7)憲法三一条が保障する明確性の原則や適正手続に違反する違憲無効なものであるから、被告が新条例八条に基づいてした本件処分は無効である旨主張して、本件処分の無効確認を求める。

1 国の機関委任事務との関係 (原告の主張) 国の都道府県知事に対する機関委任事務について市町村が条例を制定することは、憲法九四条、地方自治法一四条一項により許されない。ところで、産業廃棄物の処理に関する事務が、本来的に産業活動と直結する問題として全国的規模で一律に考える必要のある国家的な関心事であることから、地方自治法一四八条一項、二項、別表三(二〇の二)は、法上の産業廃棄物処理施設の設置等を含めた産業廃棄物に関する事務を国の都道府県知事に対する機関委任事務として規定している。したがって、かかる国の都道府県知事に対する機関委任事務について規制を及ぼすことを内容とする新条例は、憲法九四条、地方自治法一四条一項に違反する。(被告の主張)

産業廃棄物に関する事務をすべて国の機関委任事務として都道府県知事に処理させる旨の一般的な規定は、地方自治法にも廃棄物処理法にも存在しない。また、都道府県知事の管理し執行すべき事務は、地方自治法別表第三(二〇の二)に個別的に列挙されているところである。そうすると、廃棄物処理法による規制の対象とされていない事柄は条例で規制可能な事務領域であると解すべきであるから、同法による規制の対象外である事項についての規制を定めた新条例七条及び八条の規定は、いわゆる横出し規制の一つとして憲法九四条及び地方自治法一四条一項の許容するところである。

2 自然環境保全法との関係

(原告の主張)

自然環境保全法は、地域の自然環境の保全のための規制手段として、環境庁長官によって指定される原生自然環境保全地域及び自然環境保全地域、都道府県の条例上ので指定される都道府県自然環境保全地域の各制度を設けて、法上及び設定を選集物処理施設を含も工作物の新築、改築及び増築を禁止する地域の設定を規定して、国の指定する自然環境保全地域に関する国法の規制の指定、本の規定の規制を行いる。同法の規制を行いる。同法にも規定の規制を行いる場合を、本のによいで、ものと解すで、ものと解すでは、地方公共団体が地域の自然環境の保全という観点が高に、他方の表別ではないが地域の自然環境の保全を引きているものと解するとのであるに、他であるに限定しているものを解すの保全を引きる場合を、一般ではない新条例ではない新条例とは、自然環境の保全を目的として、自然環境保全地域における制限と同等の制限を設けるものであるから、同法にも抵触を環境保全地域における制限と同等の制限を設けるものである。

(被告の主張)

自然環境保全法は、基本法的部分である総則においては、自然環境保全の一般法であることを明らかにしているが、実施法的部分である各則においては、原生自然環境保全地域、自然環境保全地域、都道府県自然環境保全地域の各制度を設けて、主として原生の状態を維持するなど自然性の高い地域、学術的価値を有する自然物、稀少かつ貴重な自然物、脆弱かつ再生困難な自然物等を含む自然を保存する内容となっているのに対し、新条例は、同法の実施法的部分と同様の自然環境保全地域を独自に指定するものではなく、同法九条に規定する地方公共団体の責務をより明確にして、自然環境保全地域の指定とは異なる方法によって自然環境の保全や公害の防止、事業者と市民との紛争の防止等を図るもので、同法の実施法的部分とよる。

3 廃棄物処理法との関係

(原告の主張)

産業廃棄物の処理に関する事務は国家的な関心事であり、その性格上全国一律に扱われるべき事項として国法上規定されていることからみて、廃棄物処理法は、法上の産業廃棄物処理施設としての規制の対象とされていない産業廃棄物の処理施設

(以下「規制外処理施設」という。)の設置等については、これを規制せずに放置する趣旨であると解すべきである。しかるに、新条例七条及び八条は、法上の産業廃棄物処理施設に該当しない本件焼却炉を含む規制外処理施設の設置等について、許可制をもって規制を及ぼすものであるから、廃棄物処理法の趣旨に抵触し、憲法九四条に違反する違憲な条例である。

また、新条例における「紛争の予防」という目的は、形式的に掲げられているだけであって、内実を伴ったものではない。仮に、新条例に右の目的があるとしても、新条例七条及び八条、ひいてはこれらに基づく本件処分が、適切な産業廃棄物の処理という廃棄物処理法の目的、効果を阻害して、同法に抵触していることは明らか

である。

(被告の主張)

また、新条例には、「紛争の予防」という廃棄物処理法にはない目的が含まれており、同法とは異なる目的に基づく規律をも意図したものであるところ、同法は、規制外処理施設の設置等について、いかなる規制をも施すことなく放置する趣旨であるとは解されず、他方、新条例七条及び八条は、条例上の産業廃棄物処理施設の設置等に対する規制方法として届出制を採用し、一定の場合に右届出に係る計画の変更若しくは廃止の指導又は勧告を行うことによって、条例上の産業廃棄物処理施設の設置等をめぐる紛争の予防を図ろうとするものであるから、新条例七条及び八条の適用によって廃棄物処理法の意図する目的と効果を何ら阻害するものではない。したがって、新条例は、同法及び憲法九四条に違反しない。

4 大気汚染防止法との関係

(原告の主張)

本件処分がなされた平成四年四月二〇日当時、原告が予定していた本件焼却炉を設置するには、大気汚染防止法六条による届出だけで十分であった。しかるに、新条例は、これを実質的許可制にした上、廃止勧告に従わない場合には刑事罰まで設けて同法と異なる取扱いを強制している。しかし、同法において、市町村に条例制定権が認められるのはばい煙発生処理施設という特定の種類の施設のばい煙以外の物質の大気中への排出という特定の事項についてだけであるから、本件焼却炉のような施設の設置そのものに対して新条例でもって制限を加えることは許されない。(被告の主張)

新条例は、「市域の自然的・社会的条件に応じた自然環境の保全」を図り、かつ「事業者と市民との間の紛争を予防」するために制定されたものであって、大気汚染だけを問題にしているものではない。

5 営業の自由の侵害

(原告の主張)

原告は、本来、大気汚染防止法六条一項に従って届出をすれば自由に本件焼却炉を設置できるはずであるのに、新条例は、右設置を阻害し、原告の産業廃棄物処理業者としての営業の自由を侵害するものであるから、新条例は、憲法二二条の営業の自由の保障に違反する違憲な条例である。

(被告の主張)

営業の自由は公共の福祉のためにある程度制限されることはやりを得ないところであり、新条例による規制は、環境保全という公共の福祉のためにやむを得ない規制として憲法二二条の許容するところである。

6 財産権侵害

(原告の主張)

原告は本件焼却炉を設置する敷地を所有しているところ、新条例は、本件焼却炉の設置を規制し、原告の土地所有権を不当に規制するものであり、その規制手段の合理性を欠くものであるから、財産権を保障する憲法二九条一項に違反する違憲な条例である。

(被告の主張)

財産権の保障は公共の福祉のためにある程度制限されることはやむを得ないところ であり、新条例による規制は、環境保全という公共の福祉のためにやむを得ない規 制として憲法二九条一項の許容するところである。

明確性の原則及び適正手続違反

(原告の主張)

構成要件は、通常の判断能力を有する一般人の理解において、具体的な場合に当該行為がその適用を受けるかどうかの判断を可能ならしめるような基準が読み取れる程度(最高裁大法廷昭和五〇年九月一〇日判決、刑集二九巻八号四八九頁参照)に 明確に規定されなければならない。しかるに、新条例八条に規定する「自然環境の 保全又は紛争の予防を図るための措置が必要であると認めるとき」という文言は、 右のような明確性を備えておらず、いかなる場合に条例上の産業廃棄物処理施設の 設置等が許可になり、あるいは不許可になるのかが一般人では到底理解できず、被 告の恣意的な判断を許すものであるから、新条例八条は、憲法三一条が保障する明 確性の原則に違反する。

また、公権力が法律、条例に基づいて一定の措置を採る場合には、その措置によっ て不利益を被る者には告知・聴聞の機会を与えなければならないところ、新条例に は右機会を与える規定が存在せず、しかも、本件焼却炉設置計画の廃止勧告処分で ある本件処分がなされる手続過程において原告に対して右機会は全く与えられなか った。この意味で、新条例は、適正手続を保障した憲法三一条に違反する。 (被告の主張)

原告の引用する徳島市公安条例事件の最高裁判決は、「交通秩序を維持すること」 という基準を不明確ではないと判断しており、新条例における「自然環境の保全又は紛争の予防を図るための措置が必要であると認めるとき」という文言も、右「交 通秩序を維持すること」と同程度ないしそれ以上に具体性を有すると解される以

上、明確性の原則に反するものではない。

また、憲法三一条は、本来、刑事手続に適用されるものであり、行政手続に適用さ れるものではないから、本件には適用がない。仮に、本件に適用があるとしても、 新条例七条一項に基づき条例上の産業廃棄物処理施設の設置等に関して被告への届 出がされた場合、被告において「必要と認めるとき」は宗像市環境保全審議会に対して意見を求めることができ(同条二項)、この審議会への意見聴取に際して、被 告及び右審議会は「必要と認めるとき」には関係者から意見を聞くことができる旨 規定されており(新条例一八条)、ここに「必要と認めるとき」とは、条例上の産 業廃棄物処理施設の設置等について疑義が生じ、紛争となる可能性がある場合をい うと解されるから、新条例においても憲法三一条の保障する告知・聴聞の機会は十 分に保障されているのである。また、本件において、実際上も、被告は、原告に対し、再三にわたり資料要求を行い、その際に、技術上、運用上の疑問点に対する質問等がなされ、原告にはその回答という形式で意見を述べる機会が与えられていた のであるから、告知・聴聞の機会が与えられなかったという原告の主張もまた失当 である。 第三 争点に対する判断

成立に争いのない甲第一号証、第三及び第四号証の各一、第一三ないし第二四 号証、乙第一、第二号証、第四号証の一、二、第六、第七号証、第八号証の一、 二、第九号証の一ないし三、第一〇ないし第一二号証の各一、二、第一六ないし第 - 八号証、証人 A 及び同 B の各証言並びに前記争いのない事実を総合すると、次の 事実が認められ、この認定を左右する証拠はない。

1 旧条例制定の経緯

原告は、宗像市<地名略>地内に存する三つのため池を産業廃棄物の安定 型最終処分場として埋め立てていたが、埋め立てがほぼ終了した右ため池のひとつ 全最終処分場として埋め立てていたが、埋め立てがはは終了した石ため池のひとうに、木くず、紙くず、繊維くず、動植物性残渣、廃プラスチック類、廃油、汚泥及び医療廃棄物の八種類の産業廃棄物を焼却するための焼却炉を設置することを計画していた。ところが、平成二年五月ころ、この計画が宗像市民の知るところとなるや、右焼却炉建設を開せるが、人口約一万四〇〇〇人の居住する日の里団地に近いた。 上、宗像市民の飲料水の水源である釣川の上流に当たることから、右焼却炉から排 出される有毒ガスや焼却灰等によって大気や右河川が汚染されるのではないかとの 危惧感が宗像市民、殊に日の里団地周辺住民に募り、右住民の間から右焼却炉建設 に反対する声が上がった。そして、同年六月三〇日、一万一〇〇〇人の署名を添えて右焼却炉に反対する旨の請願書が福岡県議会に提出されたり、同年一一月七日に

は日の里団地の住民ら約五〇〇人が福岡県庁を訪れ、右焼却炉設置を認めないように陳情するとともに、同庁前で集会を開くなどの反対運動が行われた。そして、右市民の声に呼応して宗像市議会も、同年六月一四日、「産業廃棄物焼却施設建設計画反対に関する決議」や福岡県知事宛の「産業廃棄物焼却炉施設建設に反対する意見書」を提出する旨の各議案を可決して右意見書をC福岡県知事(以下「C知事」という。)に送付するなど、右市民と一体になって右焼却炉設置に対する反対運動を繰り広げていった。

2 新条例制定の経緯

- (一) 宗像市の担当者は、平成三年二月ころから、被告の指示を受けて、旧条例と法体系との整合性の諸問題を解消するとともに、事業者と市民の紛争の予防という、条例の趣旨をより一層明確にすることを目的として、静岡県富士宮市の環境の協議を重ねながら旧条例の改正作業を始めた。この改正作業の過程では、前辺では、上位法と目的を異については特に検討されなかったが、上位法との整合性に対しては、上位法と目的を異にすれば条例の制定は可能であるとの見地に立ち、高法は一般廃棄物及び産業を変もして、新条例は抵触しないという法律であるのに対し、新条例は地域の環境をどう保全して、経済を関係については充分検討されなかった。 (二) 新条例案は、第四三号議案として、平成三年六月三日に開催された宗像市
- (二) 新条例案は、第四三号議案として、平成三年六月三日に開催された宗像市議会に提案され、被告から、関係法体系との整合性に絡も諸問題を解消するととともに表するとの間の紛争を予防するなど、条例の本旨をより一一日間の紛争を予防するなど、条例の本旨をより一一日間に開催された同議会では、A議員から、旧条例制定当時は、法律や県の条例の不備をつたのである旨の提案当時は、法律や県の条例の不備をでは、本件焼却炉が設置されそうな切迫した情勢にあったため、設置を関むる性に欠か批連に過ぎるなどの批判があったものの、本件焼却炉の設置を関むる解析の設置を制定したが、旧条例は逐次改められるべきの後、同月の出版として旧条例を制定したが、旧条例は逐次改められるである後、には、新条例案の提案に基本的に賛同する旨の発言があった。 新条例を記述は表示において可決され、翌一九日に開催された同議会において可決され、翌一九日に開催された同議会において可決され、翌十九日に対し、公布、施行されたが、新条例八条に規定されている変更若しくは廃止の指導又は勧告を行いたが、新条例八条に規定されている変更若しく日に至るまで一切作成されている。要件の認定についての運用基準等は、その後今日に至るまで一切作成されている。

3 本件処分の経緯

原告は、当初、前記1(一)の八種類の産業廃棄物を焼却する焼却炉の設置を計画していたが、宗像市民や同市の反対運動に遭って、その計画を木くず、紙くずの専焼炉に変更し、平成三年三月一八日、旧条例八条に基づき、被告に対して、本件焼却炉の設計図、設備設計仕様書、廃棄物焼却炉運転管理要領書、焼却炉燃焼計算書、水冷塔水量計算書、煙突排ガス計算書、廃棄物焼却炉燃焼排ガス拡散濃度予測

計算書を添付した特定事業場協議届出生のでは、本体院が関係大のでは、大原語ののというでは、大原語ののというでは、大原語ののでは、大原語ののでは、大原語ののでは、大原語ののでは、大原語ののでは、大原語ののでは、大原語ののでは、大原語ののでは、大原語のでは、大原語ののでは、大原語ののでは、大原語ののでは、大原語ののでは、大原語ののでは、大原語ののでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、大原語のでは、

二 そこで、前記各争点につき判断する前に、新条例の目的について検討する。旧条例一条は、「この条例は、公害対策基本法(昭和四二年法律第一三二号)第五条に基づき、公害の防止に関する施策を定めることにより、市民の健康を保護するとともに、生活の環境を保全することを目的とする」と規定しているものの、旧条例による規制の対象となる特定事業場としては産業廃棄物処理業を行う工場及び、場のみを規定し(旧条例二条(5))、「市長が同条例九条一項の手続を経て、場のみを規定し(旧条例二条(5))、「市長が同条例九条一項の手続を経て、場のみを規定して石特定事業場の設置を禁じて、10名(旧条例七条)。そこで、これらの規定と前記一1(一)及び(二)においる(旧条例七条)。そこで、これらの規定と前記一1(一)及び(二)においるには、日条例は、産業廃棄物の焼却が行われるに伴って排出されるばい煙や焼却灰等による公害を防止して市民の健康を保護し、生活環境を保全する目的に出たものと認められる。

三 まず、争点(1)の国の機関委任事務との関係について判断する。 1 原告は、地方自治法一四三条一項及び二項、別表第三(二〇の二)において法 上の産業廃棄物処理施設の設置等の届出に係る計画の変更又は廃止を命じる事務等 が都道府県知事に対する国の機関委任事務とされていることから、右事務につき市 が条例をもって規制することは許されず、したがって、右事務について規制を行う 新条例七条及び八条は違法である旨主張する。

2 しかし、地方自治法二条三項七号には、地方公共団体の自治事務として、「清掃、消毒、美化、公害の防止、風俗又は清潔を汚す行為の制限その他の環境の整備保全、保健衛生及び風俗のじゆん化に関する事務」が規定されており、産業廃棄物

の処理に関する事務は右自治事務の範囲に包含されるものと解される上、廃棄物処 理法一〇条二項には「市町村は、単独又は共同して、一般廃棄物とあわせて処理す ることができる産業廃棄物その他市町村が処理することが必要であると認める産業 廃棄物の処理をその事務として行うことができる」と規定されているところからす れば、産業廃棄物の処理に関する事務がおよそ市町村において処理することの許さ れない国の専管事務であるとの実定法上の根拠は存しないものというべきである。 そうであるとすれば、市町村が条例を制定することにより産業廃棄物の処理施設の 設置等に対する規制を行い得るか否かは、結局、法上の産業廃棄物処理施設の設置等に対する規制を定めた廃棄物処理法の規定が、市町村において条例を制定すること とにより同法の定める規制とは異なった規制を施すことを許容する趣旨のものか否かという、同法の解釈問題に帰着するものというべきであり、同法による法上の産 業廃棄物処理施設の設置等に対する規制事務が国の機関委任事務として規定されて いることから、直ちに、右事務につき市町村が条例をもって規制することがおよそ 許されなくなるものではないというべきである。 のみならず、新条例による条例上の産業廃棄物処理施設の設置等に対する規制は、 自然環境の保全及び自然環境に係る事業者と市民の間の紛争の予防を目的とするも のであって、後述のとおり、廃棄物処理法による法上の産業廃棄物処理施設の設置 等に対する規制とはそもそもその規制目的を異にすると解される上、市町村が自然 環境保全の目的から産業廃棄物の処理施設の設置等に対する規制を行うこと自体 は、自然環境保全法の許容するところと解する余地があるのであるから、廃棄物処 理法による法上の産業廃棄物処理施設の設置等に対する規制事務が国の機関委任事 務として規定されていることをもって新条例七条及び八条が違法であるとする原告 の前記主張は、右の点からしても失当というべきであり、採用することができな l_{\circ}

四 次に、新条例の自然環境の保全という目的に関連して、争点(2)の自然環境 保全法との関係について判断する。

原告は、新条例七条及び八条は、自然環境の保全を目的として産業廃棄物の処 理施設の設置等を禁止するものであり、自然環境保全法に基づく自然環境保全地域 における制限と同等の制限を設けるものであるから、同法に違反するとともに、憲 法九四条に反する違憲な条例である旨主張する。

2 そこで、まず、自然環境保全法及び新条例の各目的について検討するに、自然 環境保全法一条は、「自然環境の保全の基本理念その他自然環境の保全に関し基本 となる事項を定めるとともに、自然公園法その他の自然環境の保全を目的とする法 律と相まって、自然環境の適正な保全を総合的に推進し、もって現在及び将来の国 民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的とする」と規定して、自然環 境の保全に関する基本法的性格を有することを明らかにするとともに、自然公園法 その他の自然環境の保全を目的とする法律と相まって、自然環境の適正な保全を総合的に推進することを目的としている(同法一条)のに対し、新条例は、自然環境 の保全及び自然環境に係る事業者と市民の間の紛争の予防を目的とする旨規定して いる(新条例一条)。したがって、両者は、いずれも自然環境の保全を目的とし 自然環境の保全の観点からの規制について定めるものであって、同一の目的に出た ものであると認めるのが相当である。

3 次に、両者の規制の対象、規制の内容について検討する。 まず、自然環境保全法が定める自然環境の保全のための具体的な規制措置をみる に、同法は、第三章において原生自然環境保全地域に関する規制を、第四章におい て自然環境保全地域に関する規制を、第六章において都道府県自然環境保全地域に 関する規制をそれぞれ規定している。すなわち、原生自然環境保全地域については、環境庁長官は、その区域における自然環境が人の活動によって影響を受けるこ となく原生の状態を維持しており、かつ、政令で定める面積以上の面積を有する土 地の区域であって、国又は地方公共団体が所有するもの(森林法二五条一項の規定 により指定された保安林の区域を除く。)のうち、当該自然環境を保全することが特に必要なものを原生自然環境保全地域として指定することができるとし(同法一四条一項)、指定を受けた地域では、環境庁長官が学術研究その他公益上の事由に より特に必要と認めて許可した場合又は非常災害のために必要な応急措置として行 う場合を除き、建築物その他の工作物を新築し、改築し、又は増築することや鉱物 を掘採し、又は土石を採取することなどの一定の行為を禁じている(同法一七条一項)。次に、自然環境保全地域については、環境庁長官は、原生自然環境保全地域 以外の区域で、高山性植生又は亜高山性植生が相当部分を占める森林又は草原の区

域でその面積が政令で定める面積以上のもの、すぐれた天然林が相当部分を占める森林の区域でその面積が政令で定める面積以上のものなど、一定の区域を自然環境保全地域として指定できるものとし(同法二二条一項)、自然環境保全地域のうち特別地区に指定(同法二五条一項)された地域においては、同法一七条一項一号か ら五号までに掲げる行為、木竹を伐採することなどの行為をするには環境庁長官の 許可を要するものとし(同法二五条四項)、特別地区内で野生動植物保護地区に指定(同法二六条一項)された地域においては、同条三項各号に定める場合を除い て、野生動植物の捕獲等が禁じられており(同条三項)、自然環境保全地域のうち 海中特別地区に指定(同法二七条一項)された地域においては、同条三項ただし書 に定める場合を除いて、工作物を新築し、改築し、又は増築すること、海底の形質 を変更することなどの行為をするには環境庁長官の許可を要するものとし(同条三 項)、自然環境保全地域内で特別地区及び海中特別地区のいずれにも指定されてい ない普通地区においては、総理府令で定める基準をこえる建築物その他の工作物を 新築し、改築し、又は増築することなどの行為を行うには環境庁長官にその旨を届け出なければならないと定めている(同法二八条一項)。さらに、都道府県自然環境保全地域については、都道府県は、条例で定めるところにより、その区域における自然環境が自然環境保全地域に準ずる土地の区域で、その区域の周辺の自然的社会を表現して、 会的諸条件から見て当該自然環境を保全することが特に必要なものを、都道府県自 然環境保全地域に指定し(同法四五条一項)、第四章(自然環境保全地域)第二節(保全)の規定による規制の範囲内で、必要な規制を定めることができることになっている(同法四六条一項)。このように、自然環境保全法において規定されてい る自然環境の保全のための規制措置は、原生自然環境保全地域や自然環境保全地域 といった一定の地域を指定し、その地域内において建築物の新築、増改築、土地の 形質の変更、鉱物の掘採、土石の採取、木竹の伐採等の行為を行うことを一律に禁 じ、その解除に許可制又は届出制をもってするなどの規制を加えるというものであ って、自然環境の保全を目的とした一種の公用制限を定めるものというべきであ る。そして、これらの規制措置は、第一次的には国(環境庁長官)が行うものとさ れ、地方公共団体においては、その区域における自然環境が自然環境保全地域に準 ずる土地の区域で、その区域の周辺の自然的社会的詣条件から見て当該自然環境を 保全することが特に必要な場合にのみ、都道府県が、条例をもって地域指定を行 い、自然環境保全地域の特別地区又は普通地区におけると同様の規制を施すことが できるものとされている。したがって、自然環境保全法における自然環境保全地域 についての右判示のような規制の性格及び具体的態様からすれば、市町村が条例を もって自然環境保全地域の特別地区又は普通地区における規制に準じた規制を自然 環境保全の目的から行うことは、同法の趣旨に反して許されないものというべきで あろう。

しかしながら、他方で、自然環境保全法九条は、「地方公共団体は、法令に違反しない限りにおいて、国の施策に準じ、当該地域の自然的社会的諸条件に応じて自然環境を適正に保全するための施策を策定し、及びこれを実施する責務を有する」と規定しているのであり、同法の自然環境の保全に関する基本法的性格からすれば、同法は、自然環境保全地域の特別地区や普通地区における規制に準じた規制を除き、それ以外の自然環境保全の目的からする規制を市町村を含も地方公共団体が行うことについては、それが法令に違反しない限り、必ずしも否定する趣旨ではないと解するのが相当である。

そこで新条例が定める規制をみると、前述のとおり、新条例は、規制の及ぶ地域を新条例が適用される宗像市の全域とした上、その規制対象を条例上の産業廃棄物処理施設の設置等、釣川水系水域における事業活動、地下水の採取、調整区域内における一定の開発行為に限定して自然環境の保全等の観点からの規制を及ぼすものである。したがって、新条例が定める規制は、一定の地域を指定した上で、自然環境の保全等の観点から右指定地域内に存在する私権に対して一律に建築物の新築・増改築及び土地の形質の変更等を禁止するといった強力な制限を加えることを内容とする自然環境保全法の自然環境保全地域に関する規制とは、その規制の態様、性質を異にするというべきである。

4 そうであるとすれば、新条例による条例上の産業廃棄物処理施設の設置等に対する規制が自然環境保全法が定める自然環境保全地域等の規制とその規制目的を同じくするものであるとしても、新条例は、その規制態様や性質に照らして、自然環境保全法に抵触するものではないと解する余地も十分あるように思われ、直ちに同法に違反し違法であるとまで断定することはできないものというべきである。

五 さらに、争点(3)の新条例七条及び八条と廃棄物処理法との関係について判断する。

1 まず、原告は、産業廃棄物の処理に関する事務は国家的な関心事であり、その性格上全国一律に扱われるべき事項として国法上規定されていることからみて、廃棄物処理法は、規制外処理施設の設置等について、これを規制せずに放置する趣旨であると解すべきであり、法上の産業廃棄物処理施設として規制の対象とされていない本件焼却炉の設置を規制する新条例七条及び八条は、同法に抵触する旨主張する。

そこで、これを前提に廃棄物処理法における法上の産業廃棄物処理施設に対する規 制目的について検討すると、同法一五条は、一般に産業廃棄物の処理施設を通じ 「廃棄物を適正に処理し、及び生活環境を清潔にすることにより、生活環境の 保全及び公衆衛生の向上を図る」という同法一条の法目的の実現に資することを前 提に、法上の産業廃棄物処理施設の設置等を届出制(同法一五条一項)とした上 同施設の構造又は維持管理が厚生省令ないし総理府令に規定する技術上の基準に適合していないときには、同施設の設置等の計画の変更若しくは廃止又は当該施設の 改善若しくは使用の停止を命じる権限を国の機関としての都道府県知事の権限とし て規定したものと解するのが相当である(同法一五条二項、四項。なお、右技術上 の基準については、平成四年厚生省令第四六号による改正前の廃棄物の処理及び清 掃に関する法律施行規則一二条、一二条の二ないし四参照)。また、その処理が市 町村の固有事務として規定されている一般廃棄物の場合においても、その処理施設 については、産業廃棄物の場合と同様の権限が国の機関委任事務として規定されて いる趣旨からすれば、同法は、一般廃棄物、産業廃棄物を通じて、廃棄物処理施設自体のもたらす生活環境の悪化の側面に鑑み、右処理施設による廃棄物の処理を通 じての生活環境の保全及び公衆衛生の向上という同法の法目的の実現との調整を国 家的見地から行うのが適当であるとの判断のもとに、その処理施設の届出等に関す る事務を国の機関委任事務として規定したものというべきである。

これに対して、新条例の目的に対して、前判示のとは、前判示のという。 に対して、新条例の目的から、条例上の産業廃棄物処理施設による産業を関している。 に対して、新条例とである。 に対して、新条例とである。 に対して、新条例との産業廃棄物処理施設による産業を変更による。 を発展を対して、新条例による条例上の産業廃棄物処理を通じて生活環境の保全を図ると、 を発展を対して、産業を変更を図るとに起来を対して、 を発展を対して、産業をでは、 を発展を対して、 を発展を対して、 を発展を対して、 を発展を対して、 を発展を対して、 を発展を対して、 を発展を対して、 を発展を対して、 を発展を対して、 を表して、 をまた、 をまた、 をまた、 をまた、 をまた、 をまた、 をまた、 をまた。 をなる。 をなるもの。 をなる。 をなる。 をなる。 をなる。 をなる。 をなるもの。 をなる。 をなる。 をなるる。 をなるるる。 をなるる。 をなるる。 をなるる。 をなるるる。 をなるるる。 をなるるる。 をなるるる。 をなるるる。 をなるる。 をなるるる。 をなるるる。 をなるる。 をなる。 をなるる。 をなる。 をなるる。 をなるる。 をなるる。 をなるる。 をなるる。 をなるる。 をなるる。 をなる。 をなる。

以上のとおり、新条例による条例上の産業廃棄物処理施設の設置等に対する規制と廃棄物処理法による法上の産業廃棄物処理施設の設置等に対する規制とは、その目

うための文言上の手掛かりは見出せず、他に合理的限定解釈を行う指針となるべきものを見出すこともできないから、新条例に右のような合理的限定解釈は行い得ないと解するのが相当である。

5 そうであるとすれば、結局、新条例七条及び八条による条例上の産業廃棄物処理施設の設置等に対する規制は、その適用によって廃棄物処理法一五条による規制の法目的と効果を阻害するものというほかないから、新条例七条及び八条の規定は、同法に違反するものとしてその効力を有しないものと断ぜざるを得ないことになる。

六 結論